



平成30年6月16日(土)

成年年齢引き下げを 考えるシンポジウム

一緒に成年年齢引き下げの問題点を考えませんか？

現在、民法の成年年齢を20歳から18歳へ引き下げようとする法案が今国会に提出されています。

この民法改正により、18歳・19歳の未成年者取消権が奪われることとなり、この年齢層の消費者被害が増加することが懸念されています。

そこで、若者と現場で触れあっている教職員・消費生活センター相談員の方々とともに若者の消費者被害の実態や法改正による懸念などを話し合い、問題意識を共有したいと考えております。

成年年齢の引き下げや若者の消費者被害にご興味のある皆さまの多数のご参加をお待ちしております。

日時：
平成30年6月16日(土)
午後2時～午後4時30分

会場：
千葉県弁護士会館
3階講堂
(千葉市中央区中央4-13-9)

内容：
I 基調報告
平澤慎一氏
(東京弁護士会)
II 当会の取組み紹介
中島順隆氏
阿部茂氏
(共に千葉県弁護士会)
III パネルディスカッション
日野勝吾氏
(淑徳大学准教授)
丹羽典明氏
(NACS東日本支部)
小島江津子氏
(千葉県立白井高校教諭)
平澤慎一氏(前掲)
井原真吾氏
(進行・千葉県弁護士会)

入場無料
ご予約不要

主催：千葉県弁護士会
(お問合せ電話番号：
043-227-8431)

共催：日本弁護士連合会

後援：千葉県・千葉市・
千葉県教職員組合